

外貨定期預金(ユーロ建)

令和 6 年 10 月 1 日現在

1. 商 品 名	・ 外貨定期預金												
2. 販売対象	・ 法人、個人												
3. 期 間	・ 1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月、1年 普通定期または元利金自動継続の取扱いです。												
4. 預 入 (1) 預入方法 (2) 最 低 預入金額 (3) 預入単位	・ 一括預入 ・ 1,000 ユーロ以上 ・ 1補助通貨単位												
5. 払戻方法	・ 満期日以後に一括して払戻します。												
6. 利 息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・ 固定金利 ・ 預入時の利率(自動継続の場合は継続日の利率)を約定利率として満期日(自動継続の場合は継続後の満期日)まで適用します。 ・ 満期日以後に一括して支払います。 ・ 付利単位を 1 通貨単位とし、1 年を365日とする日割り計算です。												
7. 税 金	(個人) ・ 利息は一律20%の源泉分離課税(マル優の適用は受けられません。) ・ 為替差益は雑所得として総合課税(年収2,000万円以下の給与所得者で差益を含め給与所得および退職所得以外の所得が年間20万円以下であれば申告不要) ・ 為替差損は他の雑所得の範囲内で控除することができます。(他の所得との損益通算はできません。) (一般法人) ・ 総合課税となります。 ・ 為替差損益は通常営業外損益として認識され、法人税申告額に含まれます。 ※ 平成25年1月1日から平成49年12月31日まで、復興特別所得税が付加され、20.315%の源泉分離課税(国税15.315%、地方税5%)となります。												
8. 適用相場	・ 預入時の換算相場は、電信売(TTS)相場です。 ・ 払戻時の換算相場は、電信買(TTB)相場です。												
9. 手数料	<table><tr><td></td><td>預 入 時</td><td>払 戻 時</td></tr><tr><td>外貨現金</td><td>・ 1ユーロにつき1円 50 銭</td><td>・ 1ユーロにつき3円</td></tr><tr><td>外貨T／C</td><td>・ 立替金利を頂きます。 ・ 取引手数料(1/20%、最低 2,500 円)頂きます。</td><td>・ 現在、当金庫はT／Cの販売は取扱いしておりません。</td></tr><tr><td>外貨送金</td><td>・ 取引手数料(1/20%、最低 2,500 円)頂きます。</td><td>・ 取引手数料(1/20%、最低 2,500 円)頂きます。</td></tr></table>		預 入 時	払 戻 時	外貨現金	・ 1ユーロにつき1円 50 銭	・ 1ユーロにつき3円	外貨T／C	・ 立替金利を頂きます。 ・ 取引手数料(1/20%、最低 2,500 円)頂きます。	・ 現在、当金庫はT／Cの販売は取扱いしておりません。	外貨送金	・ 取引手数料(1/20%、最低 2,500 円)頂きます。	・ 取引手数料(1/20%、最低 2,500 円)頂きます。
	預 入 時	払 戻 時											
外貨現金	・ 1ユーロにつき1円 50 銭	・ 1ユーロにつき3円											
外貨T／C	・ 立替金利を頂きます。 ・ 取引手数料(1/20%、最低 2,500 円)頂きます。	・ 現在、当金庫はT／Cの販売は取扱いしておりません。											
外貨送金	・ 取引手数料(1/20%、最低 2,500 円)頂きます。	・ 取引手数料(1/20%、最低 2,500 円)頂きます。											
10. 中途解約時の取扱い	・ 原則としてお取扱いできません。ただし、当金庫がやむを得ないものと認めた場合に限り、中途解約に応じます。なお、その場合の利息は預入日(自動継続の場合は継続日)に遡って解約日の外貨普通預金利率を適用し計算します。												
11. その他参考となる事項	・ 為替変動リスクがあります。(為替相場の変動によっては、払戻時の円貨額が預入時の円貨額を下回る場合があります。												

	・ 預入、払戻ともに円を対価とされる場合、預入時には電信売相場(TTS)、払戻時には電信買相場(TTB)にて換算しますので、相場変動がなかったとしても換算相場の差(ユ-ロの場合3円)のご負担が生じます。 ・ 当日の為替相場は、午前10時ごろ決定します。 ・ 相場変動が激しいときには、取引相場が変更となる場合があります。 ・ 預金保険の対象となりません。 ・ 満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における外貨普通預金利率により計算します。 ・ 詳しくは、当金庫の窓口へお問い合わせください。
11. 苦情処理措置 および紛争解決 措置の内容	＜苦情処理措置＞ 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または次の担当部署にお申し出ください。 大垣西濃信用金庫 コンプライアンス統括部 郵便番号:503-0828 住 所:岐阜県大垣市恵比寿町1丁目1番地 ・ お問い合わせ先(平日営業日のみ 9:00~17:00) フリーダイヤル:0120-167-506 携帯電話からは 0584-47-8811(通話料有料) FAX:0584-75-6105 Eメール:customer@ogakiseino-shinkinbank.jp ・ 受付媒体:電話、FAX、手紙、Eメール、面談等で承ります。 ＜紛争解決措置＞ 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括部若しくは全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)までお申し出ください。 また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス統括部若しくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。